

手数料の返還

被採用者が勤務開始後自己都合により退職した場合、又は被採用者の責に帰すべき事由により解雇に至った場合、手数料を返還するものとする。

- ① 勤務開始後 1 ヶ月以内に退職：乙の手数料の 80%
- ② 勤務開始後 3 ヶ月以内に退職：乙の手数料の 50%
- ③ 勤務開始後 6 ヶ月以内に退職：乙の手数料の 20%